

弘前市の国保加入者
(令和8年5月31日現在)

世帯数……22,362 世帯
加入者……33,412 人

こくほ 特集号

発行・編集／弘前市健康子ども部国保年金課 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1 ☎0172-35-1111 内線 206 <https://www.city.hirosaki.aomori.jp>

令和8年度の保険料

区 分	①国民健康保険の 医療給付費分	②後期高齢者 支援金分	③介護納付金分	④子ども・子育て 支援納付金分
平等割 (一世帯あたり)	21,000 円	7,600 円	6,000 円	1,600 円
均等割 (被保険者一人あたり)	21,400 円	8,600 円	10,400 円	1,000 円 18 歳以上均等割額 78 円
所得割 令和7年1月～12月の 所得に応じて算定	7.4 %	3.2 %	3.4 %	0.4 %
賦課限度額	670,000 円	260,000 円	170,000 円	30,000 円

- 令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」の開始に伴い、④子ども・子育て支援納付金分の保険料が追加されますが、令和8年度は①医療給付費分の平等割を **22,600 円から 21,000 円に 1,600 円**、均等割を **22,400 円から 21,400 円に 1,000 円**、所得割を **8.8%から 7.4%に 1.4 ポイント**引き下げする改定を行っています。
- 賦課限度額については、医療給付費分を **66 万円から 67 万円に 1 万円**引き上げる改定をしています。(1 世帯あたりの最高額は **113 万円**)
- ③介護納付金分は、40～64 歳の加入者のみが負担します。
- ④子ども・子育て支援納付金分の均等割は一人あたり 1,000 円で、18 歳未満の加入者負担分は全額軽減し、18 歳以上の加入者全員で 78 円ずつ負担します。
- ①～④の合計額が 1 年間の国民健康保険料となります。

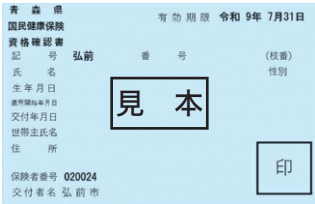
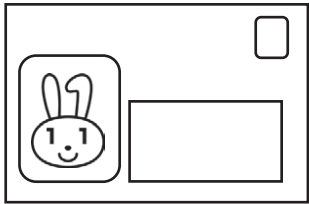
軽減判定所得基準

保険料のうち平等割・均等割については、所得額により段階的に軽減する制度があります。
令和8年度の軽減判定所得基準のうち、被保険者等の数に乘ずる金額を **5 割軽減は 30 万 5 千円から 31 万円に、2 割軽減は 56 万円から 57 万円**に改定されています。軽減が適用されるのは世帯主及び国民健康保険の加入者全員が申告をしている世帯に限られます。

軽減割合	令和8年度の基準
7 割軽減	被保険者等の合計所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の場合
5 割軽減	被保険者等の合計所得が43万円+被保険者等の数× 31万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の場合
2 割軽減	被保険者等の合計所得が43万円+被保険者等の数× 57万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の場合

医療機関等を受診するときは

「マイナ保険証」または「資格確認書」



従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなりました。現在、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行しています。医療機関・薬局での受診をする際に「マイナ保険証」をお持ちでないかたは、「資格確認書（水色）」により資格確認を行います。「資格確認書」は「マイナ保険証」をお持ちでないかたへ交付しております。

- ※「マイナ保険証」とは健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードのことです。
- ※マイナンバーカードの取得や健康保険証利用登録は任意であり、利用登録の解除、再度利用登録も可能です。
- ※マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、以下の3つの方法があります。
 - ①医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーで登録
 - ②マイナポータルで登録
 - ③セブン銀行ATMで登録

【マイナ保険証・資格確認書等】に関するお問い合わせは、国保保険料係（☎40-7045）まで



倒産、解雇、雇い止めなどにより離職をされた場合の軽減

倒産、解雇、雇い止めなど、やむを得ない理由で離職された65歳未満のかた（非自発的失業者）で雇用保険の給付を受けるかたの保険料を軽減する制度です。雇用保険受給資格者証の交付または雇用保険受給資格通知を受けたかたのうち、「12 離職理由」の欄に次のいずれかのコードが記載されており、失業等給付を受けるかたが対象となります。

対象となるコード：11、12、21、22、23、31、32、33、34

※軽減となる対象は給与所得のみとなります。

※離職日の翌日から翌年度末まで適用されます。

【窓口での申請方法】

届出の際は、以下の書類をお持ちください。

- ①雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知（支給終了者でも可）
- ②本人および世帯主のかたのマイナンバーがわかるもの
- ③資格確認書等または納入通知書（送付前であれば不要です。）

【倒産、解雇、雇い止めなどにより離職をされた場合の軽減】に関するお問い合わせは、

国保保険料係（☎40-7045）まで



届出が必要なとき ～国保の届出は14日以内に～

国民健康保険に入るとき

職場の健康保険をやめたとき
（被扶養者から外れたとき）

必要なもの

- ①～③のいずれか
- ①健康保険の資格喪失証明書
- ②離職票
- ③雇用保険受給資格者証

弘前市に
転入したとき

子どもが
生まれたとき

必要なもの

- ・前住所地からの転出証明書またはマイナポータル等で転出処理したマイナンバーカード（市民課で届出）

必要なもの

- ・出生届（市民課で届出）
- ・母子手帳

国民健康保険をやめるとき

職場の健康保険に加入したとき
（被扶養者になったとき）

必要なもの

- ・職場の資格確認書または健康保険加入を証明するもの
- ・国民健康保険の資格確認書（回収します）

弘前市から
転出するとき

死亡したとき

必要なもの

- ・資格確認書（回収します）

必要なもの

- ・死亡届（市民課で届出）
- ・資格確認書（回収します）

住所・氏名・世帯主などが変わったとき
資格確認書などをなくした、汚したとき

- ・上記のほかにマイナンバーのわかるものが必要です。また妊娠婦10割給付証明書、限度額認定証等の交付を受けているかたは、それらもお持ちください。

○変更のとき 資格確認書をお持ちください。

○再発行に必要なもの

- ①本人による申請の場合：顔写真付きの公的身分証明書
- ②同一世帯員による申請の場合：顔写真付きの公的身分証明書または資格確認書

①または②の本人確認書類をお持ちの場合は、窓口で申請の際に再発行いたします。お持ちでない場合は、申請を受付後、郵送で資格確認書を再発行します。

※弘前市の国保加入期間以外には弘前市の国保の資格確認書等を使用することはできません。転出後や職場の健康保険への移行後、加入期間以外に資格確認書等を使用した場合は、後で医療費等の返還をしていただくことがありますのでご注意ください。

【保険料、資格確認書など】に関するお問い合わせは、国保保険料係（☎40-7045）まで



医療費が高額になったとき（高額療養費）

医療費負担が高額となり、同じ月内で下記の自己負担限度額を超えた場合、申請により支払った医療費と限度額との差額が、高額療養費として支給されます。

70歳未満 のかたの自己負担限度額（月額）

所得区分		3回目まで	4回目以降
所得901万円超	ア	270,300円 + (実際にかかった医療費 - 901,000円) × 1%	140,100円
		【年間上限額1,680,000円】	
所得600万円超901万円以下	イ	179,100円 + (実際にかかった医療費 - 597,000円) × 1%	93,000円
		【年間上限額1,110,000円】	
所得210万円超600万円以下	ウ	85,800円 + (実際にかかった医療費 - 286,000円) × 1%	44,400円
		【年間上限額530,000円】	
所得210万円以下	エ	61,500円	44,400円
		【年間上限額530,000円】※	
市民税非課税世帯	オ	36,900円	24,600円
		【年間上限額290,000円】	

70歳～74歳 のかたの自己負担限度額（月額）

所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	
			3回目まで	4回目以降
現役並みⅢ	課税所得690万円以上	270,300円＋（実際にかかった医療費－901,000円）× 1 %	140,100円	
		【年間上限額1,680,000円】		
現役並みⅡ	課税所得380万円以上 690万円未満	179,100円＋（実際にかかった医療費－597,000円）× 1 %	93,000円	
		【年間上限額1,110,000円】		
現役並みⅠ	課税所得145万円以上 380万円未満	85,800円＋（実際にかかった医療費－286,000円）× 1 %	44,400円	
		【年間上限額530,000円】		
一般		22,000円 【年間上限額216,000円】	61,500円	44,400円 【年間上限額530,000円】※
低所得者 （市民税非課税世帯）	Ⅱ	11,000円 【年間上限額96,000円】	25,700円	24,600円 【年間上限額290,000円】
	Ⅰ	8,000円	15,700円 【年間上限額180,000円】	

※「エ」「一般（世帯）」のかたで年収200万円未満の区分に該当することが確認できたかたは年間上限額410,000円となります。

年間上限額（令和8年8月から令和9年7月）を超えた弘前市国保の対象者には、翌年以降に償還払いの申請案内を送付します。

所得区分は市民税などの申告した内容で決まります。令和8年8月から令和9年7月診療分までは、令和8年度の所得の額で決定されます。所得の申告をしていないかたがいる世帯の場合、本来の所得区分で計算できませんので、所得がなくても申告をしてください。

入院時の食事代や診断書料、病室料、容器料などの保険適用外のは高額療養費の対象となりません。また、ひと月の医療費とは月の初日から末日までの受診日を基準として金額を計算します。

※ 70歳未満のかたは、同じ医療機関でも内科と歯科、入院と外来は別計算となり、保険診療分の医療費の自己負担額が21,000円以上のものを合算し、限度額を超えた額が高額療養費に該当します。

※ 調剤は処方箋を出した内科、歯科それぞれと合算します。

※ 70歳～74歳のかたは、保険診療分の医療費の自己負担額の金額をすべて合算し、その合計額が限度額を超える場合、超えた額が高額療養費に該当します。

※ 70歳未満のかたが高額療養費該当の場合、同じ国保世帯の70歳以上のかたの自己負担額は高額療養費に該当します。

※ 高額療養費の支給申請時期は、診療を受けた月の翌月1日から2年間で。

【高額療養費支給申請に必要なもの】資格確認書等、領収書（コピー不可）、世帯主名義の普通預金通帳

【高額療養費】に関するお問い合わせは、国保給付係（☎40-7047）まで

🍷 こどもが生まれたときは

国保の被保険者が出産した場合（妊娠12週以上の流産・死産含む）、出産育児一時金が支給されます。原則として、国保から医療機関へ直接支払う「直接払い制度」が導入されており、出産費用を事前に準備する必要はありません。医療機関にてお手続きください。

なお、「直接払い制度」を利用しない場合は、医療機関へ全額支払ってから国保年金課でお手続きください。※他の健康保険から支給される場合は、国保から支給されません。

🍷 あとで払い戻されるもの

次のような場合は、療養費としてあとで払い戻しを受けられます。

- ① やむを得ない理由で資格確認書等を持たずに診療を受けたとき
- ② 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代
- ③ 一時的な海外渡航中にやむを得ない理由で診療を受けたとき
- ④ その他生血代や医師が必要と認めた場合の移送費等

※各種申請にマイナンバーの記入が必要です。

また、窓口に来られたかたの本人確認のため免許証等の提示を求めていますので、来庁の際にご協力をお願いいたします。

🍷 医療費一部負担金の減免について

国保加入者が、災害や失業など特別な事情で一時的に生活が困窮し、医療機関への医療費一部負担金の支払いが困難な場合、支払いが軽減される制度があります。

🍷 死亡したとき

国保加入者が亡くなったとき、葬祭を行ったかた（喪主）に葬祭費として5万円を支給します。

【給付費】に関するお問い合わせは、国保給付係（☎40-7047）まで

🍷 健診を受診しましょう【令和8年度実施期間：令和9年3月15日まで】

国保特定健康診査を無料で実施しています

【目的】生活習慣病の予防、早期発見、早期治療

【対象者】昭和26年4月26日から昭和62年3月31日までに生まれたかた
（ただし、75歳の誕生日前までのかた。75歳を迎えたかたは後期高齢者健康診査の対象となります。）

【健診項目】身体計測、血圧、血中脂質、肝機能、血糖、尿、貧血、心電図、眼底検査（医師が必要と認めた場合）

【健診場所】「令和8年度健康と福祉ごよみ」をご覧ください。

【自己負担額】無料。約1万2千円かかる検査を無料で実施しています。

【注意事項】他の健康保険への加入手続き中のかたは、その間は受診しないでください。
約1万2千円の費用が自己負担となる場合があります。

【受診券】に関するお問い合わせ（再発行など）は、国保健康事業係（☎35-1116）まで

後期高齢者のかたも無料で健康診査を実施しています

【受診券】に関するお問い合わせ（再発行など）は、後期高齢者医療係（☎40-7046）まで